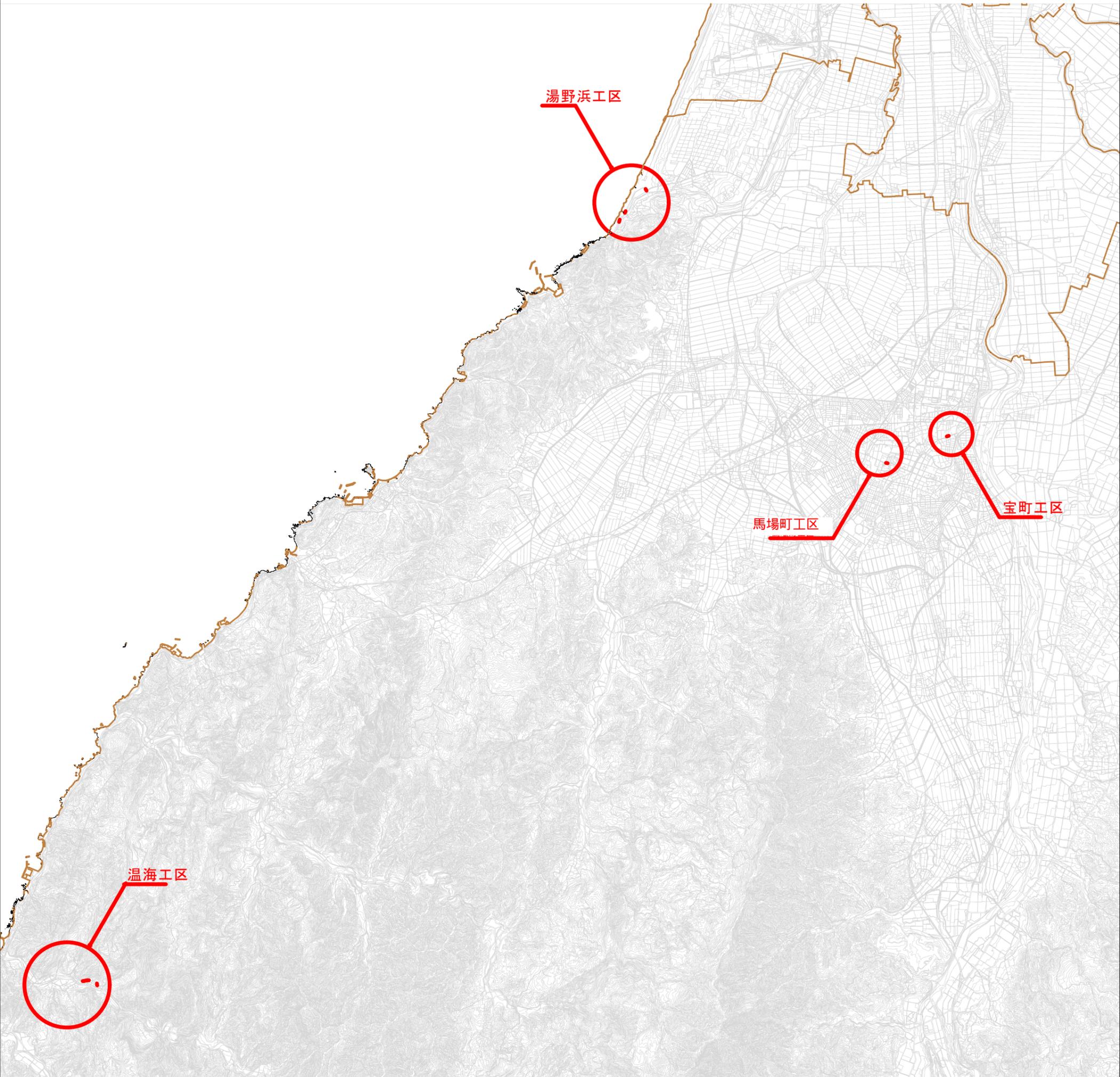


鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事設計書

位置図



上段：当初、下段：変更

費目	金額							
	宝町工区	馬場町工区	湯野浜工区	温海工区				
直接工事費								
共通仮設費								
純工事費								
現場管理費								
工事原価								
工事原価合計								
一般管理費								
契約保証費								
一般管理費計								
工事価格								
消費税相当額								
工事費計								

照査者	設計者

工事番号		施工年度	令和7年度
工事名称	鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事		
工事場所	鶴岡市宝町地内ほか		
施工主	鶴岡市	管きよ更生工：自立管 形成工法	
設計区分		総延長 L=256.30m	
路線名		φ200 L=58.10m	
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	φ250 L=59.60m	
工事日数		φ300 L=138.60m	
部課名	上下水道部下水道課	【宝町工区】	
積算担当		HP管(既設管径 φ250mm) L=45.20m	
合計額		【馬場町工区】	
工事価格		HP管(既設管径 φ250mm) L=14.40m	
消費税		【湯野浜工区】	
		HP管(既設管径 φ300mm) L=34.10m	
		【温海工区】	
		HP管(既設管径 φ200mm) L=58.10m	
		HP管(既設管径 φ300mm) L=104.50m	

工事番号		施工年度	令和7年度
工事名称	鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事【宝町工区】		
工事場所	鶴岡市宝町地内ほか		
施工主	鶴岡市		
設計区分			
路線名			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数			
部 課 名	上下水道部下水道課		
積算担当			
合 計 額			
工事価格			
消 費 税			

第 2号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 250mm、更生延長=45.2m	式	1			C-156 第 3号単価表
反転・形成	既設管径 250mm	式	1			C-157 第 4号単価表
仕 上	既設管径 250mm	式	1			C-158 第 5号単価表
仮 設 備	既設管径 250mm	式	1			C-159 第 6号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 7号単価表
反転・形成用水替	既設管径250mm	式	1			C-161 第 8号単価表
汚水水替		式	1			第 9号単価表
計						

工事番号		施工年度	令和7年度
工事名称	鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事【馬場町工区】		
工事場所	鶴岡市宝町地内ほか		
施工主	鶴岡市		
設計区分			
路線名			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数			
部 課 名	上下水道部下水道課		
積算担当			
合 計 額			
工事価格			
消 費 税			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
本工事費	下水道工事(4)					週休2日 労務費 1.04 月単位 機械賃料 1.02			
		管きよ更生工	(既設管径250mm)	式	1				
			管きよ内調査		式	1			第 1号明細書
			管きよ内面被覆工 (反転・形成工法)	オメガライナー工法参 考	式	1			第 2号明細書
			交通管理工		式	1			
			交通管理工		式	1			第 3号明細書
					1				
直接工事 費計									
共通仮設 費計									
	共通仮設費			式	1				

第 2号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 250mm、更生延長=45.2m	式	1			C-156 第 3号単価表
反転・形成	既設管径 250mm	式	1			C-157 第 4号単価表
仕 上	既設管径 250mm	式	1			C-158 第 5号単価表
仮 設 備	既設管径 250mm	式	1			C-159 第 6号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 7号単価表
反転・形成用水替	既設管径250mm	式	1			C-161 第 8号単価表
汚水水替		式	1			第 9号単価表
計						

工事番号		施工年度	令和7年度
工事名称	鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事【湯野浜工区】		
工事場所	鶴岡市宝町地内ほか		
施工主	鶴岡市		
設計区分			
路線名			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数			
部 課 名	上下水道部下水道課		
積算担当			
合 計 額			
工事価格			
消 費 税			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	下水道工事(4)					週休2日 労務費 1.04 月単位 機械賃料 1.02		
	管きよ更生工		(既設管径300mm)	式	1			
		管きよ内調査		式	1			第 1号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)176路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 2号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)436路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 3号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)610路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 4号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)611路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 5号明細書
	交通管理工			式	1			
		交通管理工		式	1			第 6号明細書
					1			

第 2号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)176路線
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=2.9m	式	1			C-156 第 5号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 6号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 7号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 8号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 9号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 10号単価表
汚水水替		式	1			第 11号単価表
計						

第 3号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)436路線
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=4.9m	式	1			C-156 第 12号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 13号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 14号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 15号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 16号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 17号単価表
汚水水替		式	1			第 18号単価表
計						

第 4号		管きょ内面被覆工(反転・形成工法)610路線 オメガライナー工法参考		1	式当たり	明細書
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=19.5m	式	1			C-156 第 19号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 20号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 21号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 22号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 23号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 24号単価表
汚水水替		式	1			第 25号単価表
計						

第 5号		管きょ内面被覆工(反転・形成工法)611路線 オメガライナー工法参考		1	式当たり	明細書
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=6.5m	式	1			C-156 第 26号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 27号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 28号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 29号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 30号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 31号単価表
汚水水替		式	1			第 32号単価表
計						

第 2号 試掘調査		1		箇所当たり		単価表
N5県道部						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下 舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	7.8			R06IV-3-③ 施工P-01
舗装版破碎積込(小規模土工)		m ²	2.7			R06II-1-③ 施工P-02
殻運搬	舗装版破碎、機械積込(小規模土工)、無し、17.0km以下 殻発生作業:舗装版破碎 積込工法区分:機械積込(小規模土工)	m ³	0.3			R06II-2-⑤ 施工P-03
アスファルト塊処分費	50×50×20cm以下	m ³	0.3			日本海アスコン共同企業体 T211440
掘削	土砂、上記以外(小規模)、標準以外 土質:土砂 施工方法:上記以外(小規模) 施工数量:標準以外	m ³	5.7			R06II-1-② 施工P-04
機械投入埋戻工(再生改良土)	小型バックホウ山積0.13m ³ 小規模、バックホウ山積0.13m ³ (平積0.1m ³)、 土砂(岩塊・玉 土砂等発生現場:小規模 積込機種・規格:バックホウ山積0.13m ³ (平積	m ³	4.1			D-2-2 第 1号運転費 R06II-1-②
土砂等運搬		m ³	5.7			施工P-05
建込工(両側分)	掘削深 2.5m以下	m	3			D-11-1 第 2号運転費
引抜工(両側分)	掘削深 2.5m以下	m	3			D-11-2 第 3号運転費
建込簡易土留め賃料		式	1			

第 2号 試掘調査		1		箇所当たり		単価表
N5県道部						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ運転工(作業時排水、発動発電機)	口径50mm、揚程5m×1台	日	1			D-16-1 第 4号運転費
ポンプ据付・撤去工	口径50mm、揚程5m×1～2台	現場	1			D-16-2 第 5号運転費
下層路盤(歩道部)	t=490mm、3層施工 全仕上り厚:t=490mm 施工区分:3層施工	m ²	2.7			R06IV-1-① 施工P-06
上層路盤(歩道部)	t=150mm、1層施工 全仕上り厚:t=150mm 施工区分:1層施工	m ²	2.7			R06IV-1-① 施工P-07
表層(車道・路肩部)	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)、 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m ²	2.7			再生密粒度アスコン(13)、プライムコート R06IV-1-② 施工P-08
交通誘導警備員A		人	1			RA226
交通誘導警備員B		人	2			RA227
計						

工事番号		施工年度	令和7年度
工事名称	鶴岡市公共下水道事業 汚水7号幹線ほか改良工事【温海工区】		
工事場所	鶴岡市宝町地内ほか		
施工主	鶴岡市		
設計区分			
路線名			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事日数			
部 課 名	上下水道部下水道課		
積算担当			
合 計 額			
工事価格			
消 費 税			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	下水道工事(4)					週休2日 労務費 1.04 月単位 機械賃料 1.02		
	管きよ更生工		(既設管径200mm)	式	1			
		管きよ内調査		式	1			第 1号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)17668路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 2号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)17686路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 3号明細書
	管きよ更生工		(既設管径300mm)	式	1			
		管きよ内調査		式	1			第 4号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)17718路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 5号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)17719路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 6号明細書
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工 法)17720路線	オメガライナー工法参 考	式	1			第 7号明細書

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	交通管理工			式	1			
		交通管理工		式	1			第 8号明細書
					1			
直接工事 費計								
共通仮設 費計								
	共通仮設費			式	1			
純工事費								
	現場管理費			式	1			
工事原価								
	一般管理費			式	1			

第 2号		管きょ内面被覆工(反転・形成工法)17668路線 オメガライナー工法参考		1	式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 200mm、更生延長=21.9m	式	1			C-156 第 3号単価表
反転・形成	既設管径 200mm	式	1			C-157 第 4号単価表
仕 上	既設管径 200mm	式	1			C-158 第 5号単価表
仮 設 備	既設管径 200mm	式	1			C-159 第 6号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 7号単価表
反転・形成用水替	既設管径200mm	式	1			C-161 第 8号単価表
汚水水替		式	1			第 9号単価表
計						

第 3号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)17686路線
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 200mm、更生延長=36.2m	式	1			C-156 第 10号単価表
反転・形成	既設管径 200mm	式	1			C-157 第 11号単価表
仕 上	既設管径 200mm	式	1			C-158 第 12号単価表
仮 設 備	既設管径 200mm	式	1			C-159 第 13号単価表
換気設備工		式	1			第 14号単価表
反転・形成用水替	既設管径200mm	式	1			C-161 第 15号単価表
汚水水替		式	1			第 16号単価表
計						

第 5号		管きょ内面被覆工(反転・形成工法)17718路線 オメガライナー工法参考		1	式当たり	明細書
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=38.1m	式	1			C-156 第 19号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 20号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 21号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 22号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 23号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 24号単価表
汚水水替		式	1			第 25号単価表
計						

第 6号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)17719路線
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=34.1m	式	1			C-156 第 26号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 27号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 28号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 29号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 30号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 31号単価表
汚水水替		式	1			第 32号単価表
計						

第 7号

管きょ内面被覆工(反転・形成工法)17720路線
オメガライナー工法参考

1

式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
更生材料	既設管径 300mm、更生延長=32.3m	式	1			C-156 第 33号単価表
反転・形成	既設管径 300mm	式	1			C-157 第 34号単価表
仕 上	既設管径 300mm	式	1			C-158 第 35号単価表
仮 設 備	既設管径 300mm	式	1			C-159 第 36号単価表
換気設備		式	1			C-160 第 37号単価表
反転・形成用水替	既設管径300mm	式	1			C-161 第 38号単価表
汚水水替		式	1			第 39号単価表
計						

令和 7 年度

鶴岡市公共下水道事業

汚水 7 号幹線ほか改良工事

下水道工事特記仕様書

【週休 2 日確保工事】

鶴岡市上下水道部下水道課

1. 入札に係る条件

既設管径φ200 mm～300 mmを「自立管の反転工法または形成工法」により更生を行う工法の協会員となっていること。また、建設業許可土木一式に登録されていること。

2. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和6年4月」及び、「公益社団法人日本下水道協会発行「下水道土木工事必携（案）、下水道土木工事共通仕様書（案）、下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）2021年度版」に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和6年4月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新の改訂内容についても適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容のホームページへは

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

→ 組織別ページ

→ 県土整備部

→ 建設企画課

→ 共通仕様書（土木工事）

3. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1. 工事種別

工事種別は一般土木工事（下水道工事）とする。

1-2. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

1-3. 配置技術者

主任技術者、現場代理人、洗浄作業員、テレビカメラ調査作業員については、次の表に示す資格を有すること。

	①			②		③				④	備 考
	技術士（上下水道部門 下水道）	土木施工管理技士	産業洗浄技能士	下水道管理技術認定試験（管路施設）	下水道管路管理総合技士（総合技士）	下水道管路管理主任技士（主任技士）	下水道管路管理専門技士（専門技士 調査）	下水道管路管理専門技士（専門技士 修繕・改築）	下水道管路管理専門技士（専門技士 清掃）	下水道管路更生管理技士	
主任技術者	1.現場管理に必要とする資格	●									主任技術者として、左記1～3 それぞれの資格を有すること。 なお、「2.事前調査」においては左記「●」のいずれかの資格を有すること。
	2.事前調査に必要とする資格	●		●	●	●	●				
	3.更生工法の施工に必要とする資格									●	
現場代理人											鶴岡市建設工事請負契約約款第11条による。
洗浄作業員			●	●	●	●				●	洗浄作業員に必要とする資格は、左記「●」のいずれかの資格を有すること。 なお、洗浄作業員の内、いずれかが有していれば良いものとする。
テレビカメラ調査作業員				●	●	●	●				テレビカメラ調査作業員に必要とする資格は、左記「●」のいずれかの資格を有すること。 なお、テレビカメラ調査作業員の内、いずれかが有していれば良いものとする。

上記のうち、洗浄作業員とテレビカメラ調査作業員については下請可とする。

うえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。

2. 実施にあたっては、「鶴岡市建設工事等ワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
4. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

1-9. ウィークリースタンス

受発注者は、「鶴岡市建設工事等ウィークリースタンス実施要領」に基づき、ウィークリースタンスの推進に努め、次の事項について工事着手前に共有し、工事を進めていくものとする。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。ただし、夜間施工に係わる打合せが勤務時間外に必要となる場合は、受発注者相互で確認・調整したうえで、打合せを行うものとする。

2. 作業依頼の配慮

- 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3. ワンデーレスポンスの徹底

- 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-10. 施工方法

1. 交通規制

本工事の施工は片側交互通行を基本とする。

2. 工事説明(住民への周知)

工事着手前に施工箇所、概要、スケジュール等を記し、地図を添付した「工事のお知らせ」を作成し、監督職員の承諾後に地元町内会長及び沿線住民等に配布すること。

また、車両通行止めにて施工を行う場合は、事前に予告看板等を設置し周知を図ると

共に、関係機関（幼稚園、保育園、デイサービス等）に通知すること。

3. 交通開放

交通量の多い路線などにおいては路盤状態による開放は行わず、舗装後の開放となるよう工程管理することを原則とする。なお、舗装後の開放が難しい場合は、事前に発注者と協議を行わなければならない。

~~1-11. 境界確認~~

~~工事着手前には、土地所有者又は権利者と境界立会いを実施し官民境界を確認することを原則とする。~~

1-12. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材）は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件を満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン（RC-40）として再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設（アスファルトプラントでなくとも、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可。）

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00~17:00
	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00~17:00
	鶴岡市勝福寺字根木澗 158-1	鶴岡建設(株)	8:00~17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00~17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00~17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00~17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市勝福寺字根木澗 158-1	鶴岡建設(株)	8:00~17:00

	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00~17:00
○	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコ共同企業体	8:00~17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00~17:00

【舗装、コンクリート版切断時に発生する濁水】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	東田川郡庄内町堤興屋字中島 38	(株)安藤組	8:00~17:00

3. 受注者は、資源有効利用促進法第9条の規定により、工事の施工により発生した建設発生土の再生処理の搬出施設を定めなければならない。

【土質改良土】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
○	鶴岡市山田字境興屋	佐藤建設(株)友江プラント	8:00~17:00

4. 受注者は、前2項の条件明示事項と別の方法による場合においては、土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-20（建設副産物）第2項の規定に基づき適正に処理されていることを確認し、発注者に提示しなければならない。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

5. 受注者は、契約締結後、自らの都合により建設工事請負契約約款様式第1号の2（解体工事に要する費用等調書）への記載内容と別の方法等に変更する場合には、あらかじめ監督職員へ説明を行うものとする。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても設計図書の変更は行わないものとする。

6. 土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-11（建設副産物）第4項に規定する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）作成のため、「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）及」（EXCEL様式）は、国土交通省の下記のリサイクルホームページより入手が可。

国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp>）

→ 政策情報・分野別一覧

→ 総合政策

→ 建設リサイクル

→ 建設リサイクル報告様式

なお、「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」（財日本建設情報総合センターWeb版入力システム）に登録する場合は監督職員の承諾を得ること。

7. 工事完成後、「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）のデータ（EXCEL様式）をE-Mail又はCDにより監督職員へ提出すること。
8. 本工事で発生する建設副産物のうち、山形県内の最終処分場に搬入される建設廃棄物については、産業廃棄物の処理にかかる税（山形県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

1-13. 社内検査

1. 本工事は、社内検査対象工事とする。
2. 社内検査に従事する者（以下「社内検査員」という。）が検査（完成、一部完成、中間検査、出来高検査をいう。以下同じ。）の事前に契約図書及び関係図書に基づき、品質、出来形、写真管理はもとより工事全般にわたり行い、その結果を所定の様式により提出しなければならない。
3. 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。
4. 社内検査員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
5. 社内検査員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び履歴書を提出しなければならない。社内検査員を変更した場合も同様とする。
なお、社内検査員指定通知書当の様式は品質証明の様式を流用すること。

1-14. 施工管理

1. 主たる工種

- (1) 本工事における「主たる工種」は下記の工種とし、出来形管理図表（出来形測定結果表及び出来形図）及び品質管理図表のほか、出来形及び品質のばらつきが判断できる資料として、工程能力図又は度数表（ヒストグラム）を作成し提出するものとする。なお、受注者が施工管理上必要などの理由により、これ以外のものを作成することを妨げるものではない。

【主たる工種】

工 種	備 考
管きょ更生工	

- (2) 「主たる工種」については、関連する共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規

格値)の出来形管理基準、品質管理基準に定めるある基準値及び規格値すべてについて工程能力図又は、度数表(ヒストグラム)を作成し、提出することを原則とするが、測定数が5点未満の場合については、監督職員と協議し省略することができるものとする。

2. 本工事に用いる規格値は、共通仕様書(土木工事施工管理基準及び規格値)によるほか、下記によるものとする。

【出来形管理】

工種	測定項目	規格値	測定基準
マンホール工 (圧入式)	偏心量	100mm 以内	全数についてマンホールの中心 で測定

【品質管理】

工種	測定項目	規格値	測定基準
管渠工	埋戻し土の締固め土 (現場密度試験)	締固め度 90%以上	一路体の場合、1,000㎡につき1 回の割合で行う。ただし5,000㎡ 未満の工事では1工事あたり3 回以上。 一路床の場合、500㎡につき1回 の割合で行う。ただし1,500㎡未 満の工事は1工事あたり3回以 上。 ※ただし、舗装構成の異なる路 線毎に行うこと。
—	一軸圧縮強度 (一軸圧縮試験)	28日強度 (現場) 50~100kPa	—100mあたり1回以上。 ※ただし、舗装構成の異なる路 線毎に行うこと。

1-15. 品質証明

1. 受注者は、施工した管渠の品質を証明するため試験又は調査を実施し、報告書を提出しなければならない。
2. 試験又は調査の方法及び手順、報告書の作成については下記のとおりとする。

管渠種別	試験又は調査の方法	手 順	報告書の作成
自然流下管	本管テレビカメラ調査	管きょ更生工に係 る条件明示事項に よる 鶴岡市下水道道新	同左

		管テレビカメラ調査要領による	
取付管	取付管カメラ調査	同上	同左
圧送管	水密試験	鶴岡市下水道圧送管調査手順書による	同左

1-16. 履行報告

受注者は、請負代金が1,000万円以上となる工事においては、毎月の履行状況を工事履行報告書(様式第10号の3)により翌月初めまで監督職員に提出しなければならない。なお、予定工程に対して10%以上遅延している場合は、フォローアップを実施し、その実施方法に関して書面において提出すること。(施工パーティー1班追加等。)

1-17. 前金払い・中間前金払い

1. 契約約款36条第3項に基づき中間前金払いを請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払い認定請求書(様式第10号の2)に監督職員の確認を受けた直近の履行報告書(様式第10号の3)の写しのほか必要な書類等を添えて提出するものとする。

1-18. 工事名表示板に関する事項(安全確保関係)

1. 工事名表示板に記載する工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工事の種類	(例) 下水道工事中。
工事内容の説明	(例) 既設下水道管の改良工事をしています。

2. 本工事は道路上における工事であることから、工事名看板記載の「工事期間」は契約上の期間とし、これとは別に、適宜交通上支障を与える期間をしめした表示により周知を図るものとする。

1-19. 石綿障害予防規則第9条に関する事項(安全確保関係)

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ装置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議のうえ、設計変更で見込むものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

1-20. 施工方法、時間の制限に関する事項(環境対策関係)

本工事の施工に使用する建設機械は、排出対策型によるものとする。
ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1-21. 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 家屋等の工損等調査

- ~~（1）別に定める「補償事務の手引き」に基づき、沿道（周辺を含む）家屋等の事前調査、事後調査を実施し、市様式「工損事前事後調査調書」により報告すること。~~
- ~~（2）被害が発生した場合、その被害全部について調査を前項に準じて行うこと。~~
- ~~（3）前項の被害調査結果を発注者に報告し、補償事務の公平と統一を確保するため協議すること。~~

2. 家屋等の応急措置

~~第三者の家屋に与えた被害が日常生活、又は営業上著しい支障を生じる場合は応急措置を講じ、その内容を監督職員に報告すること。~~

3. 家屋等の被害補償

- ~~（1）受注者の施工上の原因により発生した家屋被害については、受注者は被害者と協議し合意に達した工法又は方法で補償すること。基本は金銭補償とする。~~
 - ~~（2）（2）1項により難しい場合は、「家屋工作物被害発生状況調書」により監督職員に要請すること。~~
4. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-22. 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付せられた場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

- 2. 歩行者用の仮設道路が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3. 車両乗入れ部等の工事の際に覆工等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 4. 施工に伴い段差擦り付けが必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-23. 施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）

1. 本更生工事に伴う、一般国道 112 号、主要地方道鶴岡羽黒線及び余目温海線の通行規制については、道路管理者より施工時期及び時間帯等の制約を受ける可能性があることより、それについて設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 本工事の作業時間帯は下表のとおりとする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、作業時間帯に関して速やかに監督職員と協議しなければならない。

工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間
	作業開始	作業終了	
全工種	8 時 30 分	17 時 00 分	

3. 受注者は、中断期間内は現場内巡視点検を行い、安全の確保に努めなければならない。

1-24. 工事支障物件に関する事項（工程関係）

1. 地下埋設物・架空線等

- (1) 現況測量時に周囲の状況を確認し、埋設物（水道、電力、N T T、ガス）に関しては、必ず地下埋設物証明申請書兼証明書により確認すること。

なお、上空に特別高圧（7,000V以上）がある箇所においては、着工前に必ず東北電力ネットワーク(株)山形支社（山形市本町二丁目1番9号）へ施工協議を行い、その結果を監督職員に報告すること。

1-25 他工事との関連事項（工程関係）

1. 本工事の施工に際して、隣接する工事がある場合は工程調整を図ること

1-26 災害時の協力体制

1. 緊急巡視

- (1) 緊急巡視とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合、又はその恐れがある場合にその状況を把握し適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講じるとともに、その状況について監督職員に報告するものとする。
- (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影により日時及びその状況を記録しておくものとする。
- (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しな

ればならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業
工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。
3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。
4. 工事現場のほか、下水道施設が被災した際は、復旧に向けて協力するものとする。

1-27 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに建設工事労働災害事故報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わずすべて報告すること。
3. 建設工事労働災害事故報告の様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 建設工事技術関連情報
- 土木工事共通仕様書（最新版）について

1-28. 地域外労働者確保に要する間接費

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（山形県県土整備部）による積算金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する。

営繕費：労働者送迎日、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。

2. 本工事の予定価格の算出基礎とした設計額（土木工事標準積算基準書に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：18.33%

(2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：2.08%

3. 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費にかかる費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払ったすべての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適正性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-29. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編第1章総則1-1-45（不可抗力による損害）第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

~~1-30. 公共汚水マス設置位置及び深さ~~

- ~~1. 公共汚水マス調査責任者を専任し、隣接地権者全てより「公共汚水マス設置確認書」及び「公共汚水マス不要に係る確認事項」を回収し監督職員へ提出すること。~~
 - ~~2. 公共汚水マス調査責任者は、公共汚水マス設置個所及び深さが想定される宅内排水設備の基準（土被り及び管勾配等）を満足できるか確認しなければならない。~~
 - ~~3. 宅内排水設備より公共汚水マスの深さが90cm以下となる場合であっても、90cm以下としないこと。（公共汚水マス最小深さ90cm（標準）とする。）~~
- ~~なお、本管の埋設位置や宅地状況等により公共汚水マスの深さが90cm以下となる場合については、監督職員と協議しなければならない。~~

1-3-1. 提出書類

工事の完成後に提出する書類の他に、下記の工事竣工図書等を提出すること。

→竣工図書（下水道台帳基礎データ表、竣工図 S=1:500、詳細図）

※竣工図書の作成については、別に定める「鶴岡市下水道工事竣工調書作成マニュアル—2020年度版—（令和2年6月1日以降適用）」によるものとする。なお、下水道台帳基礎データ表は EXCEL 形式による調書とし、データファイルは別に提供する。

1-3-2. その他

1. 工期は書類作成や境界立会い、調査、変更手続き、手直し等を含み検査の準備に要する日数を含むものであり、契約工期の2週間前に現場を完了するように工程管理すること。
2. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。なお、協議を行わずに変更したものについては変更の対象とはしない。
3. 工程管理については、路線及び1日単位で進捗状況が分かるようにネットワークを作成し、フォローアップは実施計画より1週間以上遅れてしまった場合に計画するものとする。ただし、毎週金曜日より前後1週間分（前は実績、後は計画）の週間工程表を提出する場合には、バーチャートで工程管理してもよい。
4. 当該工事期間中に建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、速やかに追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。

第2編 材料編

第1章 一般事項

1-1. 指定材料の確認

受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
(その他)	(発注者が指示するもの)	

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの骨材、二次製品等については、承認資料等の提出を省略できる。なお、使用材料は、納入された時に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は返却等の処置を施すこと。確認時に不良品を発見した場合、手直し指示する場合がある。(例えば、二次製品、路盤材料の入替え。)

第2章 土木工事材料

2-1. 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材料名	規格	使用箇所	摘要
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石 下層路盤	
再生アスファルト合材	無規格 密粒度 AS13	表層	仮舗装
再生改良土	修正 CBR12%以上	土工	埋戻材 ※品質試験として 土の締固め試験 JIS A-1210を行うこと

1. 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を破碎、選別混合物除去、粒度調整等を行うことにより再生資源化された資材をいい、これら以外の材料（新材の碎石又はズリ等）が混合されていない状態のものをいう。
2. 下層路盤材に使用する再生碎石（RC-40）は、下記の品質基準を満足するものとする。
 - ・ 修正 CBR
 - 下層路盤材 修正 CBR 40% 以上
 - 歩道路盤材 修正 CBR 20% 以上
 - ・ 粒度範囲

- 骨材のふるい分け試験方法 JIS A 1102 により、粒度が JIS A 5001 に適合すること。
- ・ 塑性指数（下層路盤の場合のみ）
土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205 により、塑性指数 P I が 6 以下であること。
 - ・ すりへり減量
粗骨材のすりへり減量試験 JIS A 1121 により、すりへり量が 5 0 % 以下であること。
 - ・ アスファルト塊混入率
再生骨材に含まれるアスファルト塊が 7 0 % 以下であること。

2-2. 購入土

購入土は、C B R 1 2 % 以上とし監督職員の承諾を得なければならない。

2-3. 生コンクリート

工事に使用する生コンクリートは、高炉セメント（B種）を標準とする。

2-4. 山形県リサイクル認定製品

土木工事共通特記仕様書第 1 編共通編 1-1-1 2 リサイクル認定製品に規定する「山形県リサイクル認定製品」は、山形県の環境エネルギー部循環型社会推進課のホームページにより確認することができる。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 廃棄物・リサイクル総合情報サイト

2-5. 下水道用リサイクル製品

下水道用リサイクル製品は、硬質塩化ビニル製柵・継手があり、積極的な使用に努めることとする。なお、製品の詳細については、監督職員からの聞き取りのほか、下記記載の塩化ビニル管・継手協会のホームページにより確認することができる。

(<http://ppfa.gr.jp>)

2-6. セメントコンクリート製品

J I S 製品及び山形県コンクリート製品工業組合で一括承認を受けた製品以外の材料については、監督職員に使用承諾を提出し材料確認の立会いを行うこと。

2-7. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
碎石	RC-40	庄内地区
碎石	M-40	庄内地区
砂	丘砂	庄内地区

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書第3編土木工事編1-1-2監督職員による確認及び立会い等により指定された工種及び山形県建設工事監督技術基準の別表1に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期	確認項目
管路土工	路床確認	下層路盤施工前	幅・厚さ 密度・高さ
管きょ工	曲管等 オフセット確認	布設完了時 (随時)	延長(3点) 基準高
管きょ工	圧送管水圧試験 (気密試験)	布設完了時 (随時)	鶴岡市下水道圧送管 調査手順書による
舗装工	路盤 下層路盤 上層路盤	表層施工前	幅・厚さ 密度・高さ
その他	監督職員が 指示するもの	(随時)	

1-2. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書第1編1-1-30(施工管理)の規定に加え、以下の規定によらなければならない。

請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達 平成5年1月12日)

を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可書の道路使用許可条件に従い施工すること。

管きょ更生工に係る条件明示事項

第1節 一般事項

1.1 適用

1. 本条件書は、下水道管きょの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用する。

1.2 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するにあたっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017年版」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長（管きょ延長）
- ⑤ 既設管種
- ⑥ 既設管内径
- ⑦ 既設管勾配

- ⑧ 工法分類（形成工法）
- ⑨ 更生後の断面（断面形状、寸法）

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手にあたって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認する。

- ① 道路状況
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温
- ⑥ 排水条件（仮排水条件を含む）
- ⑦ 流下水量・水位
- ⑧ 地下水位
- ⑨ 施工時間規制

2.3 既設管調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きよの更生工事に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視又はテレビカメラ等によって調査する。

調査項目は管種、管きよ口径、管路延長、管きよ内損傷等状況とし、管きよ内状況から取付け管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を監督職員に提出する。

2. 受注者は、既設管きよ調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督職員と協議の上、管きよ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理する。

第3節 更生管の仕様

3.1 更生管の構造仕様

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督職員に提出する。

1. 更生管きよの評価
既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。
2. 荷重
鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。
3. 更生管の構造計算
「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）および「下水道強化プラスチック複合

管（JSWAS K-2）」によるものとする。

3.2 材料特性（物性値）

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性率、引張強度、引張弾性率、圧縮強度、圧縮弾性率）、耐ストレインコロージョン性（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性（ガラス繊維を使用していないもの）、水密性および水理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たものまたはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督職員に提出する。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工工法（※）
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計および水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画（※）
- ⑪ 施工管理（※）
- ⑫ 品質管理（※）
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録等の管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項等

※更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工にあたっては工法毎に定められた施工

手順、管理手順、管理項目、管理値がある。また、必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と施工前、施工時及びしゅん工時の品質管理として必要な試験項目や内容とその実施予定日や管理基準等の詳細を記した品質管理計画を必ず記載する。

また、現場条件によっては、通常の方法が採れない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

4.2 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」「施工現場の条件」「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1 サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督職員に提出する。

4.3 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示し、監督職員に提出する。

4.4 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペース及びマンホール、公共汚水マスの位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督職員に提出する。
2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施する。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督職員と協議を行い十分な管理を行う。
 - ① 工程
 - ② 安全・衛生
 - ③ 施工環境
2. 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させる。

3. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すると共に、施工計画書の変更を行う。

5.2 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、**労働安全衛生法**、**酸素欠乏症等防止規則**等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じる。

1. 下水管きょ更生工法における安全管理
 - 1) 有資格者の適正配置
 - 2) 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - 3) 施工前の安全対策（情報収集、緊急時の避難計画等含む）
 - 4) 施工時の安全対策
 - 5) 周辺環境への対策
 - 6) 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏および有毒ガス等の安全処置
3. 供用中の施工における排水対策
4. 安全に関する研修、訓練

5.3 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じる。

- ① 工事広報
- ② 粉じん（塵）対策
- ③ 臭気対策
- ④ 騒音・振動対策
- ⑤ 温水・排水熱対策
- ⑥ 宅内逆流噴出等対策
- ⑦ 工事排水の水質対策
- ⑧ 防爆対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「しゅん工時の品質管理」に基づき十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督職員に報告する。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響がでないように細心の注意を払うと共に、工事着手前に当該材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督職員に提出する。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督職員に提出する。

6.3 施工時の構築方法別品質管理

受注者は、構築方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目については施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

1. 熱硬化タイプ
 - ① 材料挿入（引込）速度 ④ 硬化温度管理および硬化時間管理
 - ② 拡張時の圧力管理 ⑤ 冷却養生時間管理
 - ③ 硬化時の圧力管理
2. 光硬化タイプ
 - ① 材料挿入（引込）速度 ⑤ 硬化温度管理
 - ② 拡張時の圧力管理 ⑥ 硬化時間管理
 - ③ 硬化時の電源管理 ⑦ 冷却養生時間管理
 - ④ 硬化時の圧力管理
3. 熱形成タイプ
 - ① 材料挿入（引込）速度 ④ 拡張、冷却時の温度管理
 - ② 蒸気加熱時の温度管理 ⑤ 拡張、冷却時の圧力管理
 - ③ 蒸気加熱時の圧力管理

6.3 しゅん工時の品質管理

受注者は、形成工法で施工した現場における更生管きょにおいて、マンホール管口から採取した試験片（試験項目に応じた頻度で採取）を使用して、発注者の認めた一般財団法人等を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で以下の試験を行うこと。

ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、省略できる試験項目がある。

自立管区分	現場硬化管(熱硬化・光硬化タイプ)		密着管（熱形成タイプ）	
工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り	無し	有り
曲げ特性（強度、弾性率）	実施	実施	実施	

	(スパン毎* ¹)	(スパン毎* ¹)	(スパン毎* ¹)	
耐薬品性試験	実施 【浸漬後曲げ試験* ² 】 (工法毎)		実施 【JSWAS K-1、 K-14* ² 】 (工法毎)	
耐震性確認	実施* ³ (工法毎)			

※1 現場状況が同等と見なせる場合には、協議により管径ごとにすることができる。

※2 下記表による

	しゅん工時
現場硬化管 (熱硬化・光硬化タイプ) 【浸漬後曲げ試験* ⁶ 】	各現場の工法ごとに、以下の条件での浸漬前後の曲げ弾性率を計測し、その保持率を確認する。 試験片を浸漬させる試験液：2種* ⁵ 温度：60° 期間：56時間 試験結果の基準 【試験液浸漬 56 時間後の曲げ弾性率保持率 80%以上】
密着管 (熱形成タイプ) 【JSWAS K-1、K-14】	使用材料に応じて、JSWAS K-1(塩ビ系)、JSWAS K-14(ポリ系)に準じ、それぞれに規定している耐薬品性試験を実施する。 試験結果の基準【質量変化率±0.2mg/cm ² 以内】

※3 耐震計算が必要な場合に行う

※4 蒸留水、10%塩化ナトリウム水溶液、30%硫酸、40%水酸化ナトリウム水溶液

※5 10%硫酸及び1%水酸化ナトリウム水溶液

※6 耐薬品性試験(浸漬後曲げ試験)では試験片の端面保護コーティングは行わない。

試験結果から以下の点を確認し、その結果を監督員に提出すること。

1. 曲げ強さ* (短期) の試験結果が申告値を上回ること。
2. 曲げ弾性 (短期) の試験結果が申告値を上回ること。
3. 耐薬品性が規格値を満足していること。
以下の耐震性能の確認のための引張特性、圧縮特性の試験は、耐震計算を行う必要がある場合に実施する。
4. 引張強さ (短期) の試験結果は申告値を上回ること。
5. 引張弾性率 (短期) の試験結果は申告値を上回ること。
6. 圧縮強さ (短期) の試験結果は申告値を上回ること。
7. 圧縮弾性 (短期) の試験結果は申告値を上回ること。

※曲げ強さ（短期）は、現場硬化管が硬化していることの確認と耐震性能を満足していることの確認のため、管軸方向に採取した試験片に対して、最大荷重時の曲げ応力度を確認する。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径、延長を計測しなければならない。また、更生管と既設管きよの密着性を確認するため、更生管の内径について、硬化直後と24時間以降で図1に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

7.2 更生管厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 更生管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
2. 更生管の測定箇所は円周上の6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突出した状態で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きよと更生管の内径差により管厚を求めること。
3. 更生管厚の検査基準は、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。
なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。
4. 更生管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。
5. 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

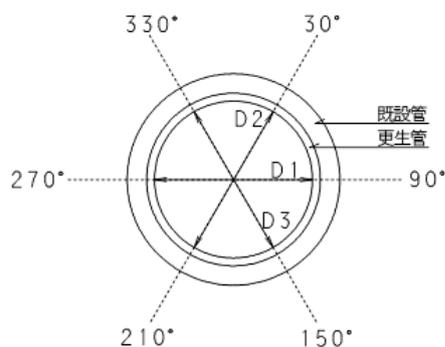


図1 仕上り内径の測定位置

7.3 内面仕上がり状況

1. 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはテレビカメラにより外観検査を行い、その結果を監督

職員に提出する。

なお、テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認する。

2. 受注者は、確認の内容として、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督職員に提出する。
3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督職員に提出する。
4. 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況が発生させていないことを確認する。
5. 現場硬化タイプは更生材が確実に硬化していること、更生厚が確保できていることが更生管としての性能を確保するうえで非常に重要となるため、非破壊で施工済みの更生管きよの状況(樹脂の硬化度、更生厚等)を確認できる検査方法が適用できる場合は、施工計画書に盛り込み、これを加えて行うこと。

7.4 工事記録写真等の撮影及び提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルム等の記録を報告書に添付して監督職員に提出する。

第8節 提出図書

8.1 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督職員に提出する。

- ① 事前調査報告書
- ② 竣工図
- ③ 成果表
- ④ 材料表(納品伝票)
- ⑤ 出来形管理報告書
- ⑥ 温度管理・圧力管理記録表
- ⑦ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑧ 品質性能試験報告書(更生材の製造証明書等を含む)
- ⑨ 酸素欠乏等の濃度測定記録票
- ⑩ 工事写真(施工後テレビカメラ調査結果、工事記録写真等)

※事前調査報告書については、調査終了後に速やかに提出すること。

令和 7 年度

鶴岡市公共下水道事業
汚水7号幹線ほか改良工事

数量総括表

鶴岡市 宝町地内ほか

数量総括表【馬場町工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
管路								
	管きよ更生工 (既設管径250mm)							
		管きよ内調査						
			管きよ内洗浄工		m	14.4	14.40 = 14.4	数量集計表
			管きよ内調査		m	14.4	14.40 = 14.4	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：6191路線						
			更生材料		m	15.3	15.30 = 15.3	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径250mm	m	14.4	14.40 = 14.4	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径250mm	m	14.4	14.40 = 14.4	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径250mm	箇所	2	2.00 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径250mm	箇所	2	2.00 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 1日施工	箇所	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径250mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径250mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
	交通管理工							
		交通管理工						
			交通誘導員	交通誘導員A	人	1	1.0 = 1.0	交通誘導員算定表
				交通誘導員B	人	2	2.0 = 2.0	数量集計表

数量総括表【宝町工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
管路								
	管きよ更生工 (既設管径250mm)							
		管きよ内調査						
			管きよ内洗浄工		m	45.2	45.20 = 45.2	数量集計表
			管きよ内調査		m	45.2	45.20 = 45.2	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：5100路線						
			更生材料		m	46.1	46.10 = 46.1	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径250mm	m	45.2	45.20 = 45.2	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径250mm	m	45.2	45.20 = 45.2	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径250mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径250mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	9	9.0 = 9.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径250mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径250mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
	交通管理工							
		交通管理工						
			交通誘導員	交通誘導員B	人	9	9.0 = 9.0	交通誘導員算定表

数量総括表【湯野浜工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
管路								
	管きよ更生工 (既設管径300mm)							
		管きよ内調査						
			管きよ内洗浄工		m	33.8	33.80 = 33.8	数量集計表
			管きよ内調査		m	33.8	33.80 = 33.8	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：176路線						
			更生材料		m	3.8	3.77 = 3.8	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	2.9	2.87 = 2.9	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	2.9	2.87 = 2.9	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：436路線						
			更生材料		m	5.8	5.82 = 5.8	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	4.9	4.92 = 4.9	数量集計表

数量総括表【湯野浜工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	4.9	4.92 = 4.9	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工法)：610路線						
			更生材料		m	20.4	20.40 = 20.4	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	19.5	19.50 = 19.5	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	19.5	19.50 = 19.5	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	2	2.00 = 2.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表

数量総括表【湯野浜工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：611路線						
			更生材料		m	7.7	7.71 = 7.7	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	6.5	6.51 = 6.5	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	6.5	6.51 = 6.5	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
	交通管理工							
		交通管理工						
			交通誘導員	交通誘導員A	人	5	5.0 = 5.0	交通誘導員算定表
				交通誘導員B	人	10	10.0 = 10.0	交通誘導員算定表
共通仮設								
	共通仮設費							
		運搬費						

数量総括表【湯野浜工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
			仮設運搬	仮設材運搬(往路)	式	1	1.0 = 1.0	
				仮設材運搬(復路)	式	1	1.0 = 1.0	
		準備費						
			試掘調査費	試掘調査(N5県道部)	式	1	1.0 = 1.0	

数量総括表【温海工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
管路								
	管きよ更生工 (既設管径200mm)							
		管きよ内調査						
			管きよ内洗浄工		m	58.1	58.10 = 58.1	数量集計表
			管きよ内調査		m	58.1	58.10 = 58.1	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：17668路線						
			更生材料		m	22.8	22.80 = 22.8	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径200mm	m	21.9	21.90 = 21.9	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径200mm	m	21.9	21.90 = 21.9	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径200mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径200mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径200mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径200mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法)：17686路線						
			更生材料		m	37.1	37.10 = 37.1	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径200mm	m	36.2	36.20 = 36.2	数量集計表

数量総括表【温海工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	概要
				硬化・形成工 既設管径200mm	m	36.2	36.20 = 36.2	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径200mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径200mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	4	4.0 = 4.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径200mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径200mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
	管きよ更生工 (既設管径300mm)							
		管きよ内調査						
			管きよ内洗浄工		m	104.5	104.50 = 104.5	数量集計表
			管きよ内調査		m	104.5	104.50 = 104.5	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工法) : 17718路線						
			更生材料		m	39.0	39.01 = 39.0	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	38.1	38.11 = 38.1	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	38.1	38.11 = 38.1	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表

数量総括表【温海工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	概要
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	5	5.0 = 5.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法) : 17719路線						
			更生材料		m	35.0	34.99 = 35.0	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	34.1	34.09 = 34.1	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	34.1	34.09 = 34.1	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	3	3.0 = 3.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
		管きよ内面被覆 (反転・形成工 法) : 17720路線						

数量総括表【温海工区】

上段：当初、下段：変更

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	計算式	摘要
			更生材料		m	33.2	33.20 = 33.2	数量集計表
			反転・形成	反転・引込工 既設管径300mm	m	32.3	32.30 = 32.3	数量集計表
				硬化・形成工 既設管径300mm	m	32.3	32.30 = 32.3	数量集計表
			仕上げ	本管口切断工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				本管口仕上工 既設管径300mm	箇所	2	2.0 = 2.0	数量集計表
				取付管口せん孔仕上工 分割施工	箇所	8	8.0 = 8.0	数量集計表
			仮設備	仮設備設置工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
				仮設備撤去工 反転・形成工法 既設管径300mm	回	1	1.0 = 1.0	数量集計表
			換気設備		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			反転・形成用水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
			汚水水替		式	1	1.00 = 1.0	数量集計表
	交通管理工							
		交通管理工						
			交通誘導員	交通誘導員B	人	24	24.0 = 24.0	交通誘導員算定表

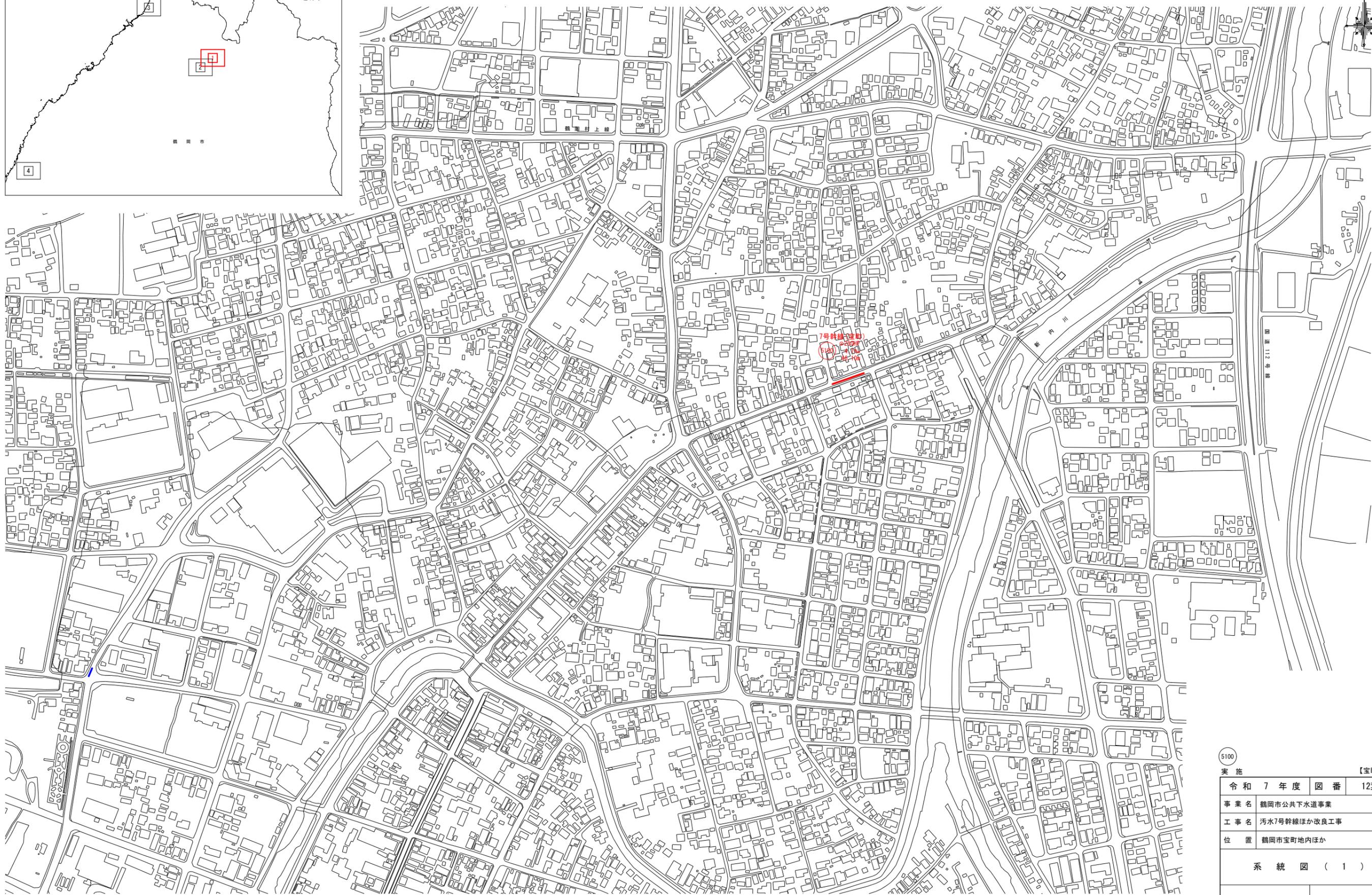
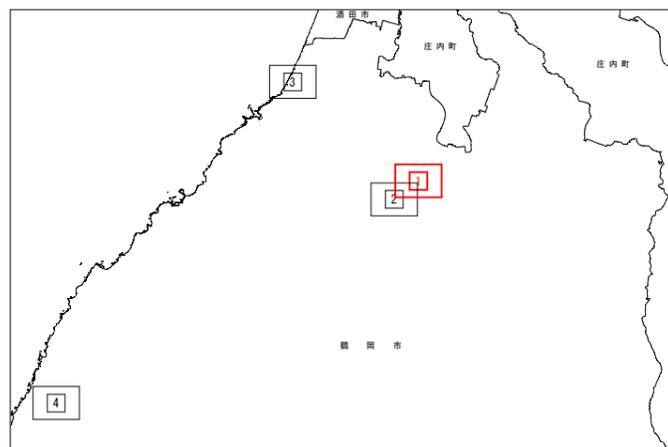
試掘調査【県道】 数量計算書（1箇所あたり）

上段：当初
下段：変更

細別	規格	算式		数量
舗装版切断	t=15cm以下 As	$0.9 \times 2 + 3.0 \times 2$	= 7.80	7.8 m
			=	
舗装版破碎	BH0.13m3 t=10cm以下	0.9×3.0	= 2.70	2.7 m2
殻運搬処理	Dt2t L=15.3km 日本海アスコン	$0.9 \times 3.0 \times 0.10$	= 0.27	0.3 m3
掘削	BH0.13m3	$0.9 \times 3.0 \times (2.2 - 0.10)$	= 5.67	5.7 m3
埋戻し	BH0.13m3 再生改良土	$0.9 \times 3.0 \times (2.2 - 0.69)$	= 4.08	4.1 m3
発生土処理	Dt4t L=8.1km 改良センター	5.7	= 5.70	5.7 m3
路盤工	RC-40 t=490mm	0.9×3.0	= 2.70	2.7 m2
路盤工	RC-40 t=150mm	$0.9 \times 3.0 \times 3$	= 8.10	8.1 m2
表層	再生密粒度AS13 t=50mm	0.9×3.0	= 2.70	2.7 m2
(仮設工)				
建込簡易土留	掘削深2.5m以下	3	= 3.00	3.0 m
開削水替	ポンプ運転 口径50mm 作業時水替	1	= 1.00	1.0 式
	ポンプ設置・撤去	1	= 1.00	1.0 現場
交通誘導員	交通誘導員A 1名配置	1	= 1.00	1 人
	交通誘導員B 2名配置	2	= 2.00	2 人
(積上げ運搬費)				
仮設材運搬	往路、復路 建込簡易土留	1.5	= 1.50	1.5 t
	積込、取卸 基地→現場→基地	1	= 1.00	1 式

系統図 (宝町工区)

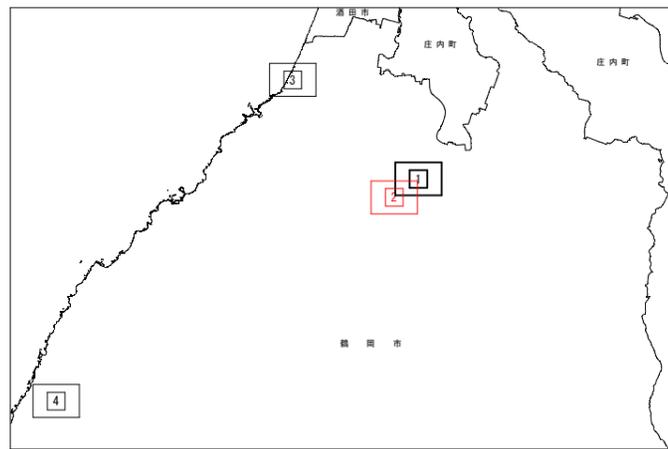
S=1:2,500



5100	実施	【宝町工区】
令和 7 年度	図 番	12葉3
事業名	鶴岡市公共下水道事業	
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事	
位置	鶴岡市宝町地内ほか	
系統図 (1)		
縮 尺	1 : 図示	鶴 岡 市

系統図（馬場町工区）

S=1:2,500



6191

実施 令和7年度 図番 12葉4 【馬場町工区】

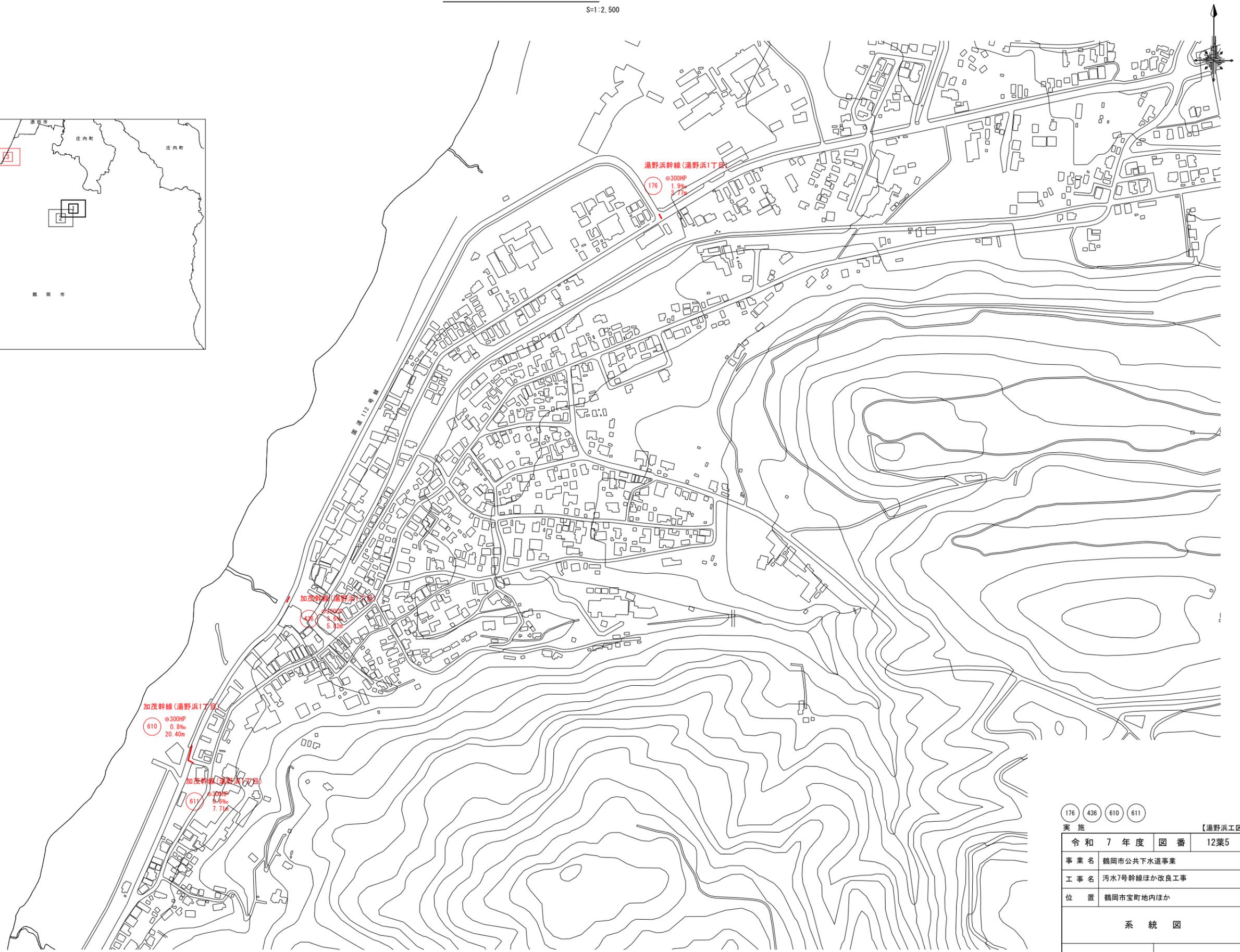
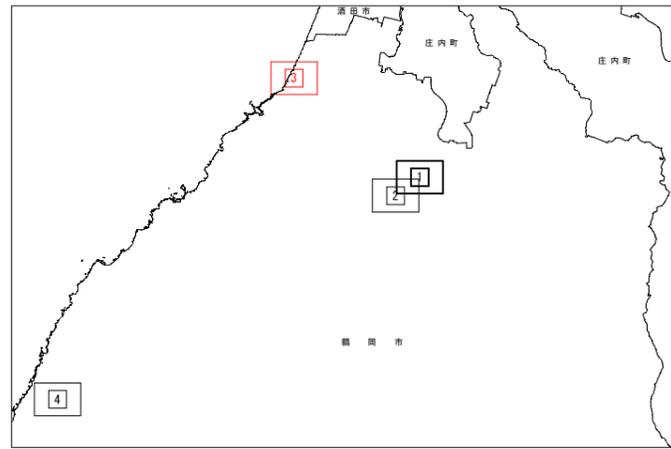
事業名	鶴岡市公共下水道事業
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事
位置	鶴岡市宝町地内ほか

系統図（2）

縮尺 1:図示 鶴岡市

系統図 (湯野浜工区)

S=1:2,500



176 436 610 611

実施 湯野浜工区

令和 7 年度 図番 12葉5

事業名 鶴岡市公共下水道事業

工事名 汚水7号幹線ほか改良工事

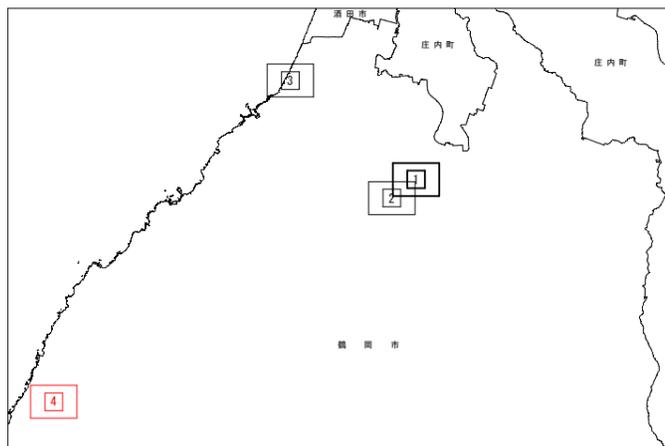
位置 鶴岡市宝町地内ほか

系統図

縮尺 1:図示 鶴岡市

系統図 (温海工区)

S=1:2,500



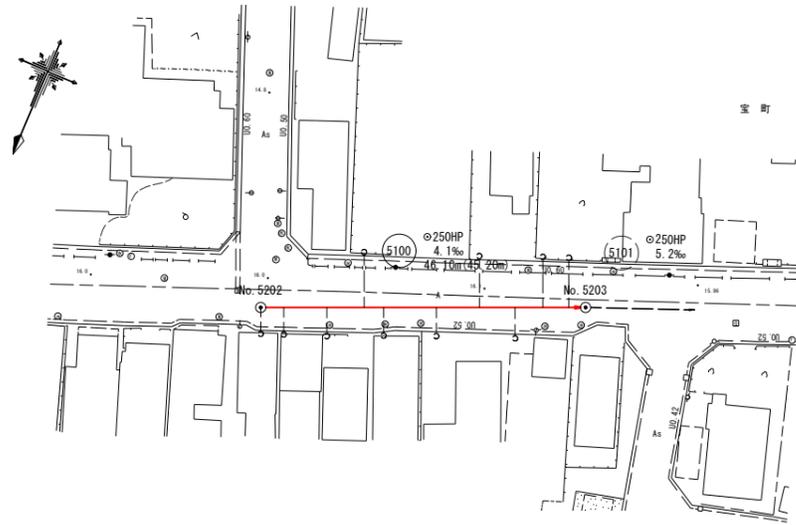
- (17668) (17686)
- (17718) (17719) (17720)

実施 温海工区

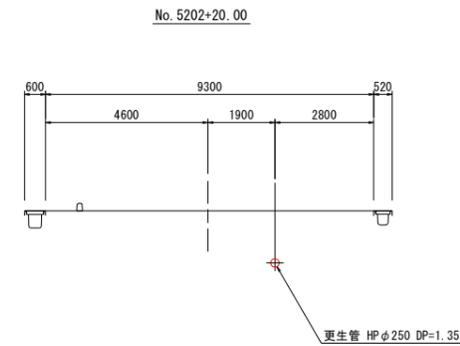
令和 7 年度	図番	12葉6
事業名 鶴岡市公共下水道事業		
工事名 汚水7号幹線ほか改良工事		
位置 鶴岡市宝町地内ほか		

系統図	
縮尺 1: 図示	鶴岡市

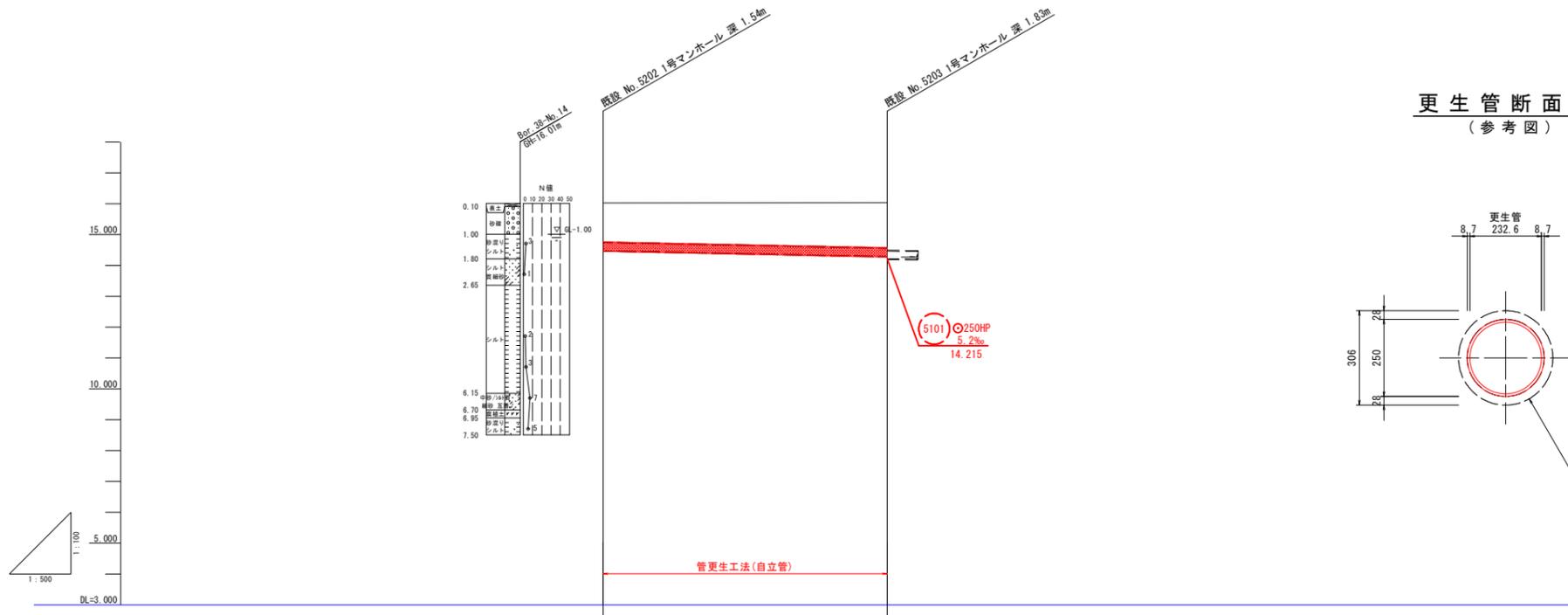
平面図
S=1:500



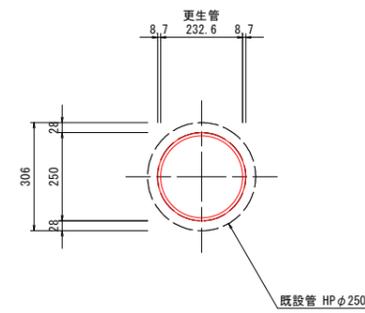
横断面図
S=1:100



縦断面図
V=1:100
H=1:500



更生管断面図
(参考図) S=1:10



凡例

マンホール名称		
⊕	0号	75cm
⊙	1号	90cm
⊚	2号	120cm
⊛	3号	150cm
⊜	4号	180cm
⊝	特1号	60×90cm
⊘	小口径(塩ビ)	30cm
⊙	小口径(レジン)	30cm
○	その他	
⊙	マンホールポンプ (断内にPを表示)	
公共ます名称		
○	公共ます	20-30cm
埋設管名称		
—	下水道管	
---	圧送管	

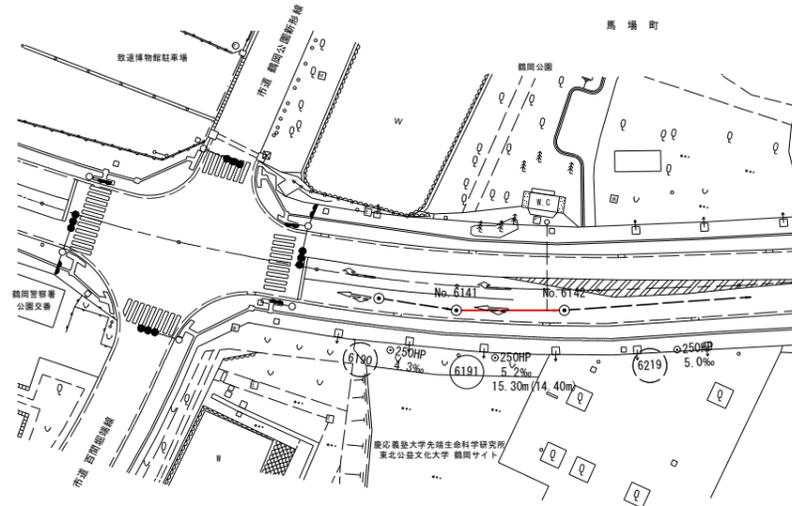
5100 実施 【宝町工区】

令和7年度	図番	12葉7
事業名	鶴岡市公共下水道事業	
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事	
位置	鶴岡市宝町地内ほか	
平面図・縦断面図・横断面図		
縮尺	1:図示	鶴岡市

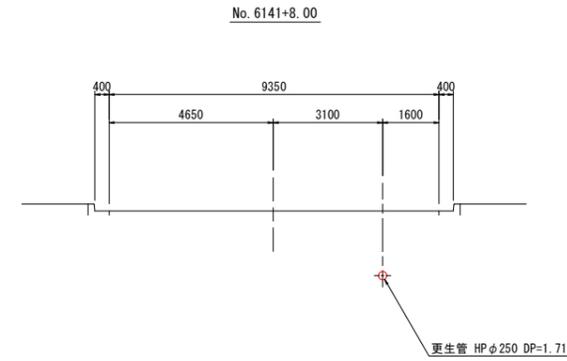
現況地盤高		16.03	16.04
土被り		1.27	1.46
更新管底高		14.48	14.28
既設管底高		14.48	14.28
追加距離		0.00	46.10
単距離		0.00	46.10

※ ()は、管渠延長を示す。
※ 縦断面のボーリング柱状図と異なる地層が出てきた場合は監督職員に報告し、基礎の検討等協議を行うこと。

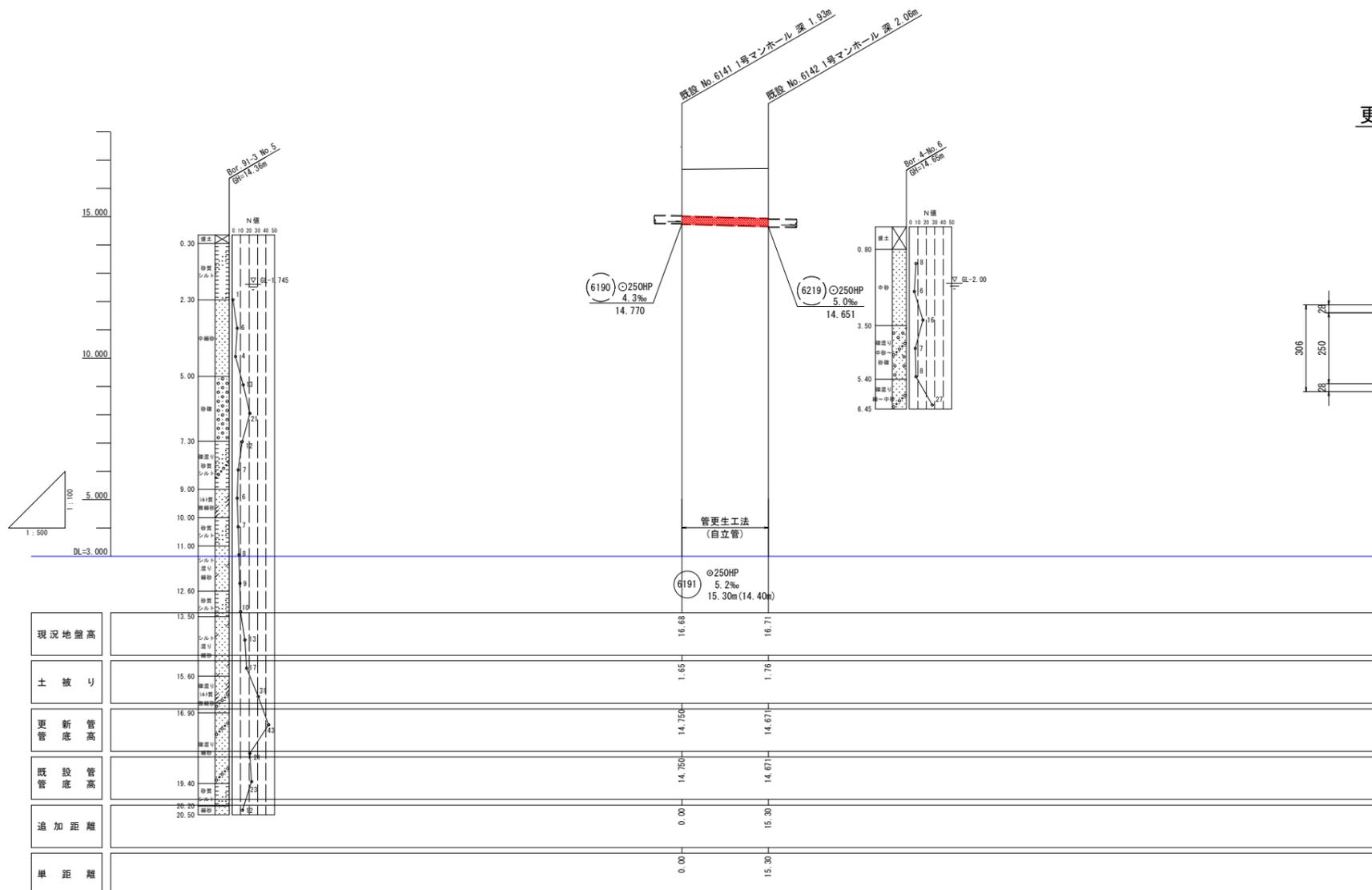
平面図
S=1:500



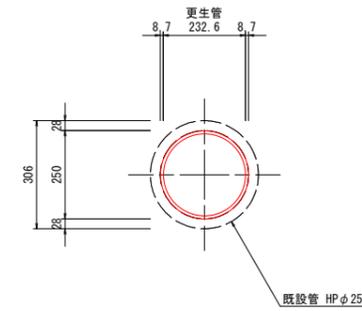
横断図
S=1:100



縦断図
V=1:100
H=1:500



更生管断面図
(参考図) S=1:10



凡例

マンホール名称		
0号	75cm	
1号	90cm	
2号	120cm	
3号	150cm	
4号	180cm	
特1号	60×90cm	
小口径(塩ビ)	30cm	
小口径(レジン)	30cm	
その他		
マンホールポンプ (断内にPを表示)		
公共ます名称		
公共ます	20-30cm	
埋設管名称		
—	下水道管	
---	圧送管	

実施 令和7年度 図番 12葉8

事業名 鶴岡市公共下水道事業

工事名 汚水7号幹線ほか改良工事

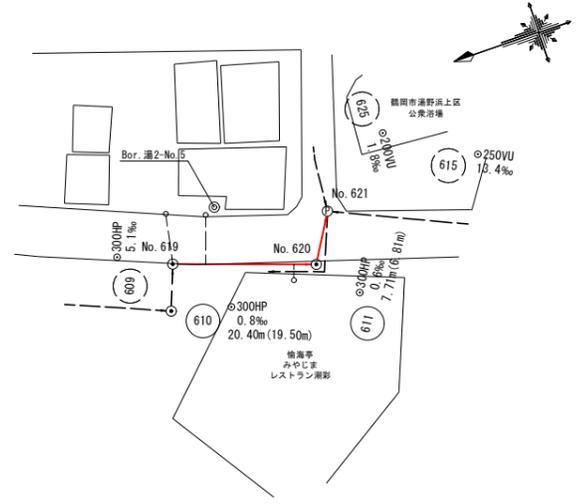
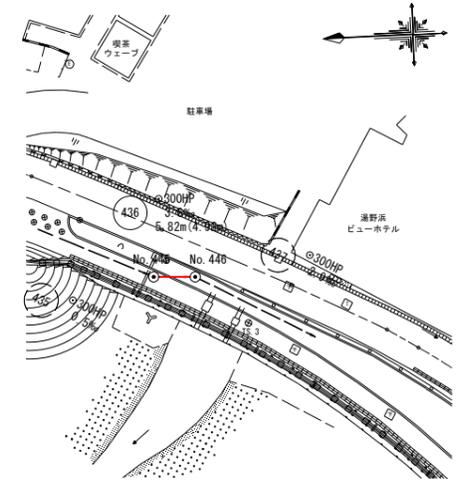
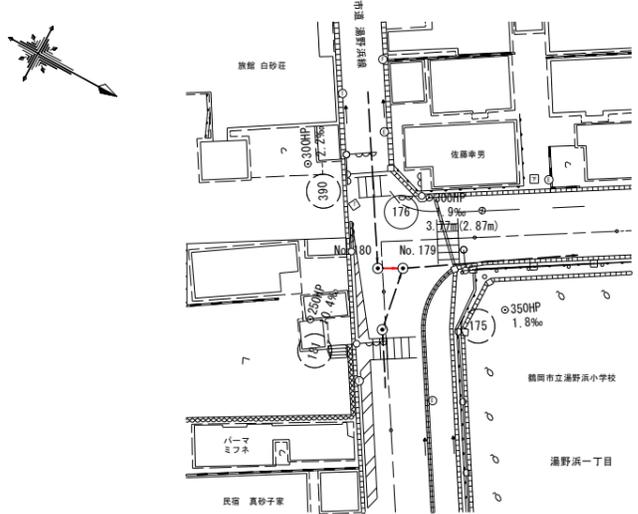
位置 鶴岡市宝町地内

平面図・縦断図・横断図

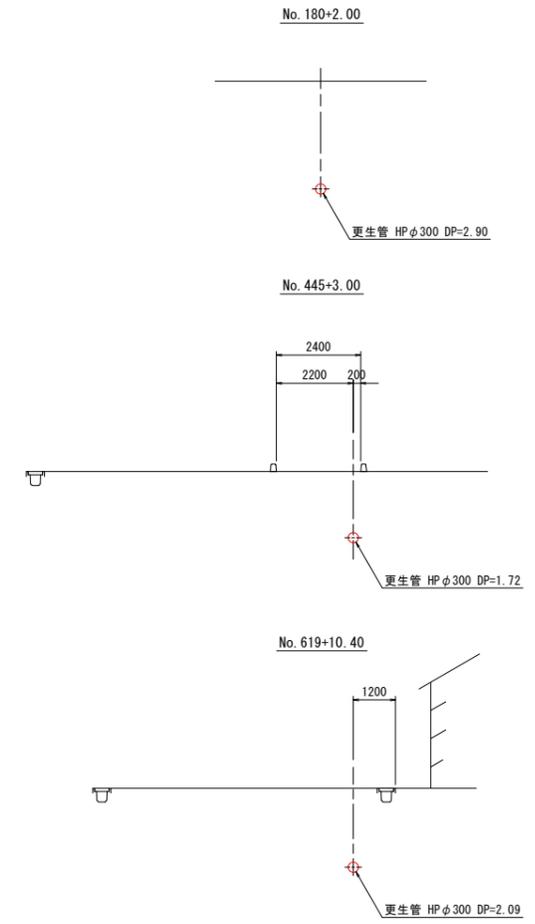
縮尺 1:図示 鶴岡市

※ ()は、管渠延長を示す。
※ 縦断図のボーリング柱状図と異なる地層が出てきた場合は監督職員に報告し、基礎の検討等協議を行うこと。

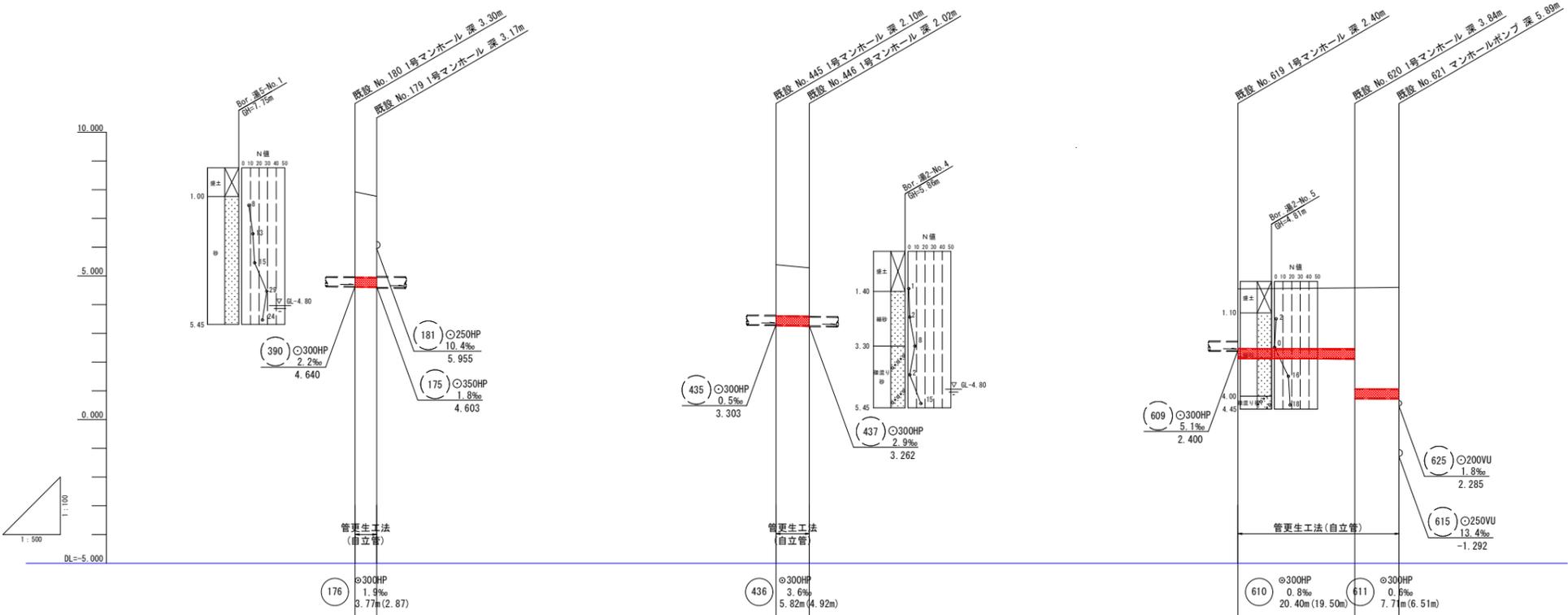
平面図
S=1:500



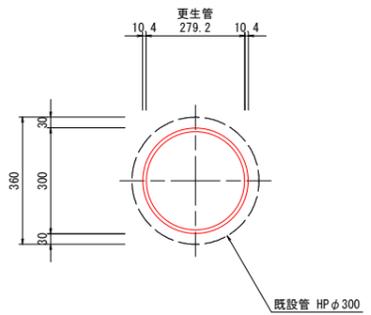
横断面
S=1:100



縦断面
V=1:100
H=1:500



更生管断面図
(参考図) S=1:10



凡例

マンホール名称	
0号	75cm
1号	90cm
2号	120cm
3号	150cm
4号	180cm
特1号	60×90cm
小口径(塩ビ)	30cm
小口径(レジン)	30cm
その他	
マンホールポンプ (断内にPを表示)	
公共ます名称	
公共ます	20・30cm
埋設管名称	
(実線)	下水道管
(点線)	圧送管

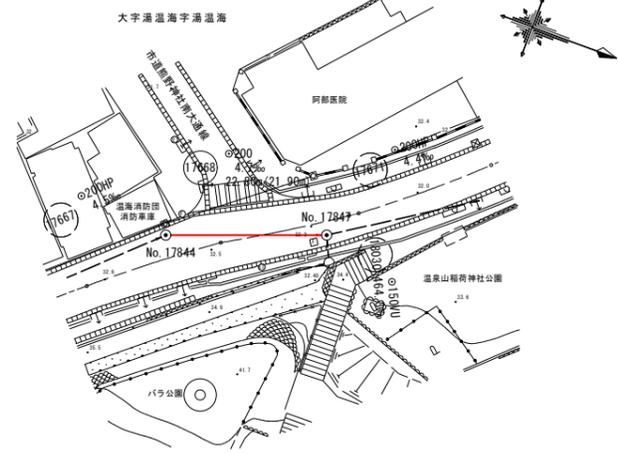
	176	175	179	180	181	390	436	445	446	609	610	611	619	620	621	625	615
現況地盤高	7.93	7.77	7.93	7.93	7.93	7.93	5.30	5.28	5.30	4.55	4.55	4.60	4.55	4.59	4.60	4.55	4.55
土被り	2.97	2.82	2.97	2.97	2.97	2.97	1.77	1.68	1.77	2.07	2.07	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12
新管底高	4.62	4.62	4.62	4.62	4.62	4.62	3.23	3.27	3.27	2.15	2.15	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14
既設管底高	4.62	4.62	4.62	4.62	4.62	4.62	3.23	3.27	3.27	2.15	2.15	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14
追加距離	0.00	3.77	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.82	5.82	0.00	0.00	20.40	20.40	28.11	28.11	28.11	28.11
単距離	0.00	3.77	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.82	5.82	0.00	0.00	20.40	20.40	7.71	7.71	7.71	7.71

【湯野浜区】

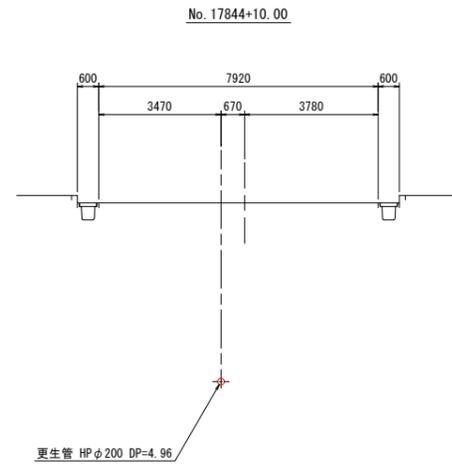
実施	令和7年度	図番	12葉9
事業名	鶴岡市公共下水道事業		
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事		
位置	鶴岡市宝町地内ほか		
平面図・縦断面図・横断面図			
縮尺	1:図示	鶴岡市	

※ ()は、管渠延長を示す。
※ 縦断面図のボーリング柱状図と異なる地層が出てきた場合は監督職員に報告し、基礎の検討等協議を行うこと。

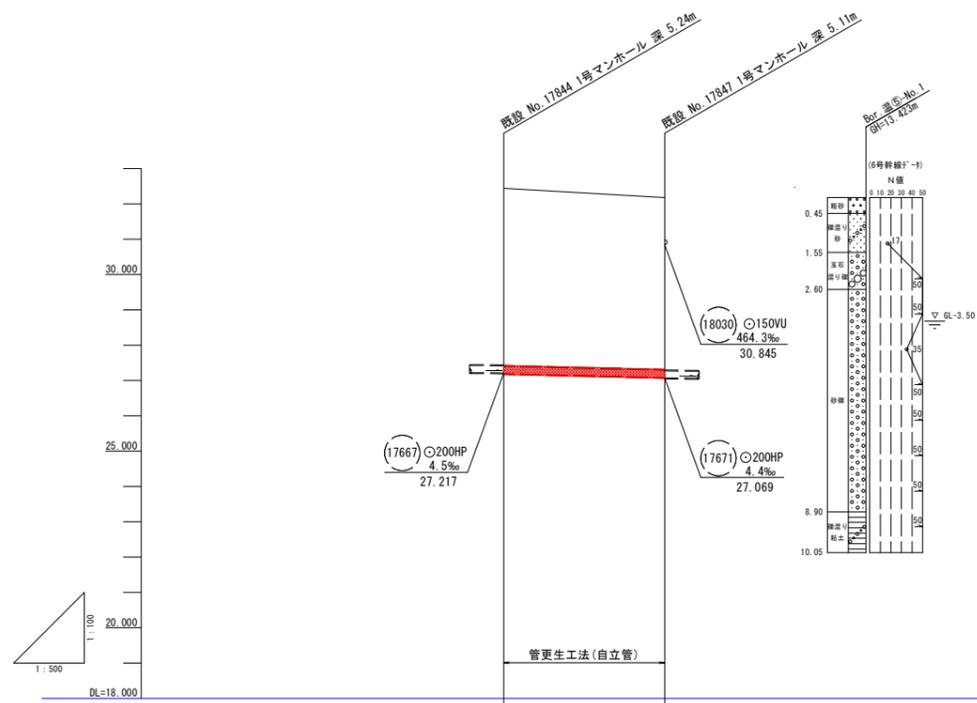
平面図
S=1:500



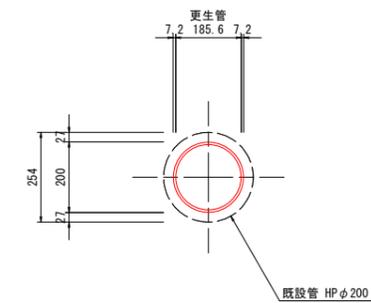
横断図
S=1:100



縦断図
V=1:100
H=1:500



更生管断面図
(参考図) S=1:10



凡例

マンホール名称		
⊕	0号	75cm
⊙	1号	90cm
⊚	2号	120cm
⊛	3号	150cm
⊜	4号	180cm
⊝	特1号	60×90cm
⊖	小口径(塩ビ)	30cm
●	小口径(レジン)	30cm
○	その他	
⊙	マンホールポンプ (断面にPを表示)	
公共ます名称		
○	公共ます	20-30cm
埋設管名称		
—	下水道管	
---	圧送管	

現況地盤高		32.44	32.18
土被り		5.02	4.86
更新管底高		27.197	27.088
既設管底高		27.197	27.088
追加距離		0.00	22.80
単距離		0.00	22.80

実施 令和7年度 図番 12葉10
【温海工区】

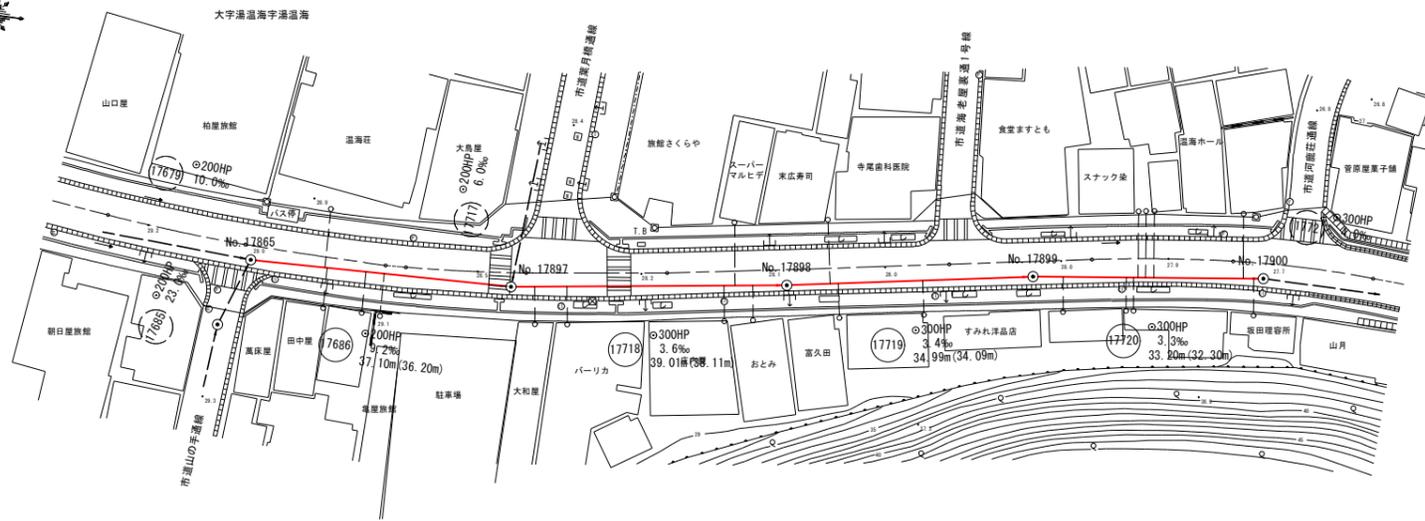
事業名	鶴岡市公共下水道事業
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事
位置	鶴岡市宝町地内ほか

平面図・縦断図・横断図

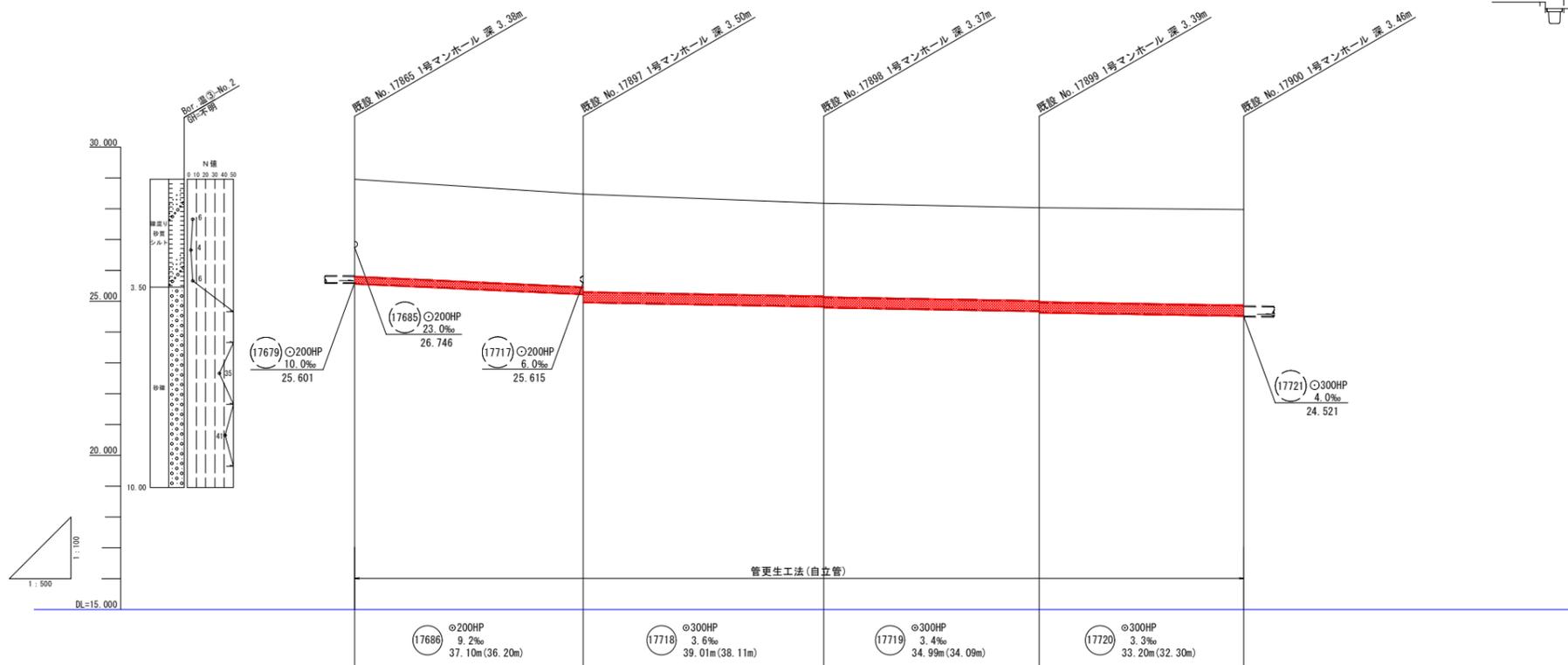
縮尺 1:図示 鶴岡市

※ ()は、管渠延長を示す。
※ 縦断図のボーリング柱状図と異なる地層が出てきた場合は
監督職員に報告し、基礎の検討等協議を行うこと。

平面図
S=1:500

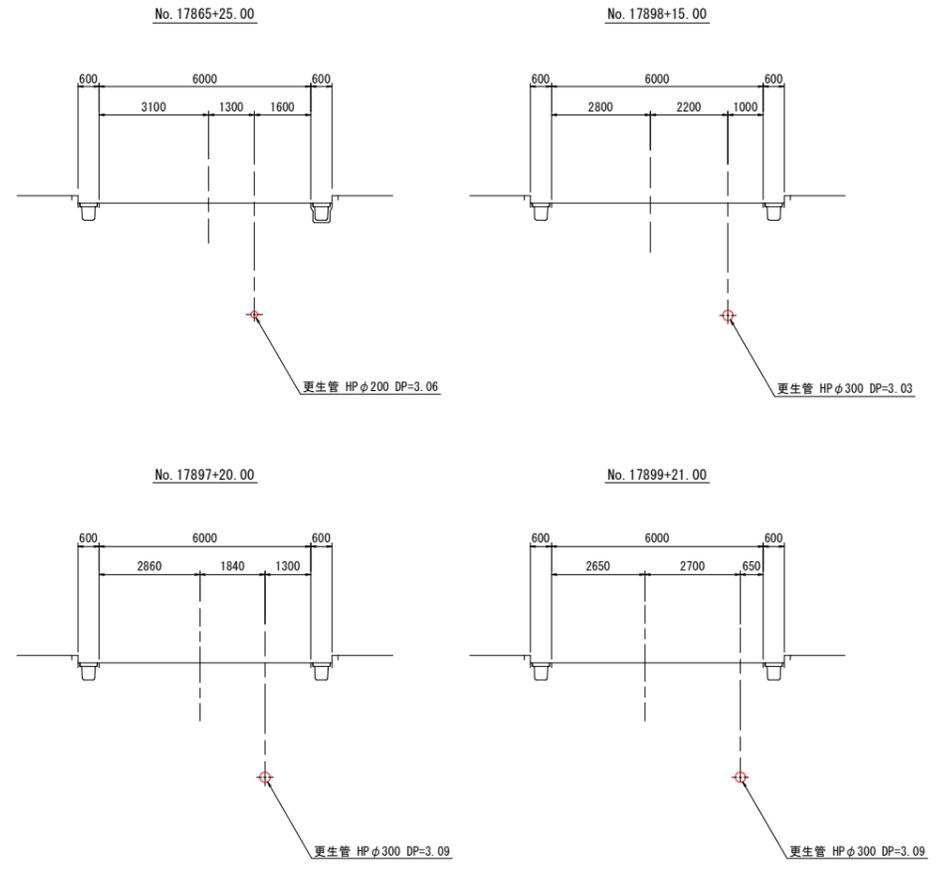


縦断面図
V=1:100
H=1:500

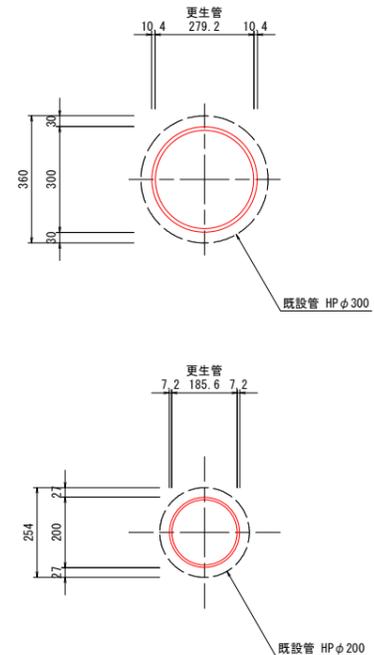


現況地盤高	28.96	28.48	28.18	28.04	27.98
土被り	3.15	3.01	3.04	3.02	3.11
更新底高	25.581	25.240	24.839	24.802	24.540
既設底高	25.581	25.240	24.839	24.802	24.540
追加距離	0.00	37.10	76.11	111.10	144.30
単距離	0.00	37.10	39.01	34.99	33.20

横断面図
S=1:100



更生管断面図
(参考図)



凡例

マンホール名称	
0号	75cm
1号	90cm
2号	120cm
3号	150cm
4号	180cm
特1号	60×90cm
小口径(塩ビ)	30cm
小口径(レジン)	30cm
その他	
マンホールポンプ (断面にPを表示)	
公共ます名称	
公共ます	20-30cm
公共ます	
埋設管名称	
下水道管	
圧送管	

(17686) (17718) (17719) (17720)

実施 令和7年度 図番 12葉11 【温海工区】

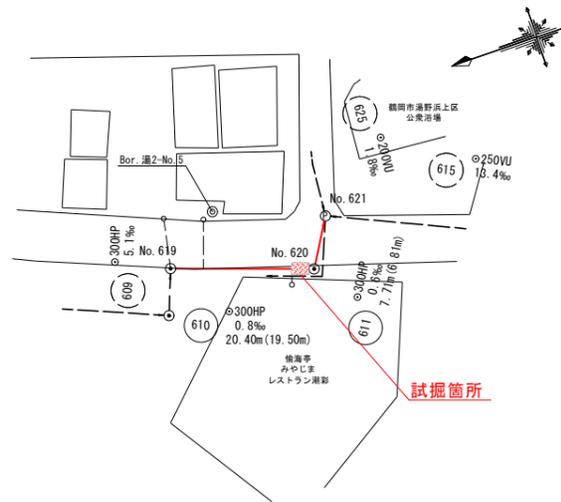
事業名	鶴岡市公共下水道事業
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事
位置	鶴岡市宝町地内ほか
平面図・縦断面図・横断面図	
縮尺	1:図示
鶴岡市	

※ ()は、管渠延長を示す。
※ 縦断面図のボーリング柱状図と異なる地層が出てきた場合は
監督職員に報告し、基礎の検討等協議を行うこと。

試掘調査

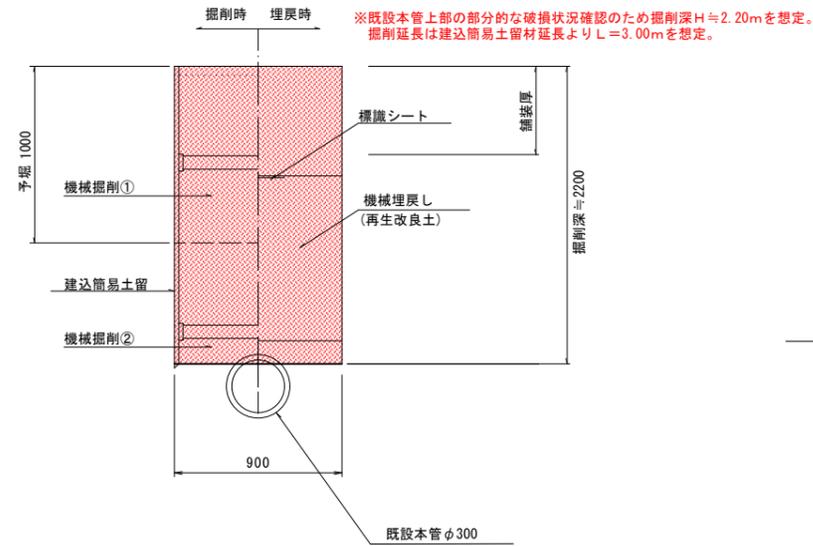
平面図

S=1:500



土工標準図

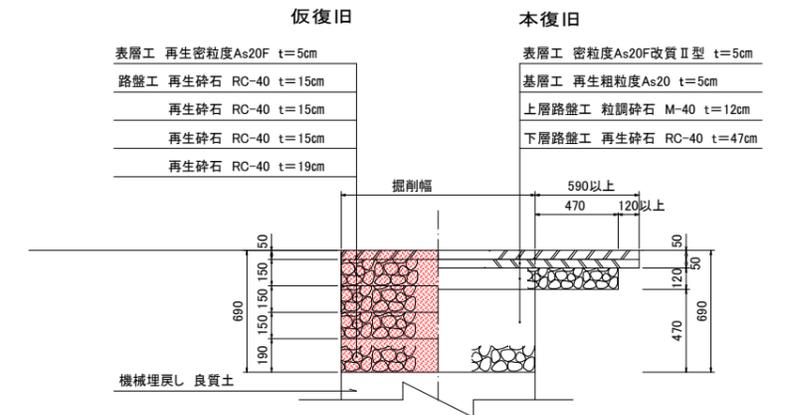
S=1:20



舗装復旧断面図

S=1:20

県道N5交通 (旧B交通)



610

実施

【湯野浜上区】

令和 7 年度	図番	12葉12
事業名	鶴岡市公共下水道事業	
工事名	汚水7号幹線ほか改良工事	
位置	鶴岡市宝町地内ほか	
試掘調査 土工標準図		
縮尺 1: 図示	鶴岡市	